○内閣府告示第三百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県出水郡長島町

二　地域再生計画の名称　活力あふれる水産業の振興と安全な長島の港づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県出水郡長島町の区域の一部（指江港、瀬戸港、宮之浦港、片側港、長島港、獅子島港、茅屋漁港及び伊唐北漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　指宿市

二　地域再生計画の名称　環境と循環の環で未来へつなぐ指宿

三　地域再生計画の区域の範囲　指宿市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　薩摩川内市

二　地域再生計画の名称　「うるおいのまち薩摩川内」水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　薩摩川内市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　霧島市

二　地域再生計画の名称　「自然にやさしいまちづくり霧島」の水質保全計画

三　地域再生計画の区域の範囲　霧島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　夕張市

二　地域再生計画の名称　コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査

三　地域再生計画の区域の範囲　夕張市の区域の一部（清水沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　紋別市

二　地域再生計画の名称　自然エネルギー活用植物工場（福祉型）整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　紋別市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北広島市

二　地域再生計画の名称　きたひろマリッジ推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北広島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡東川町

二　地域再生計画の名称　冬季観光誘客による地方創生推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡東川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　遠野市

二　地域再生計画の名称　遠野型インバウンド「永遠の日本のふるさと遠野」世界発信プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　遠野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石巻市

二　地域再生計画の名称　交流人口拡大プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　石巻市の全域